

（制動灯）

第 279 条 制動灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第 62 条の 4 第 2 項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、制動灯の照明部の取扱いは、別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係）」に定める基準を準用するものとする。

- 一 制動灯は、昼間にその後方 30m の距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照明光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、その光源が 8 W 以上で照明部の大きさが 10cm² 以上であり、かつ、その機能が正常である制動灯は、この基準に適合するものとする。
- 二 尾灯と兼用の制動灯は、同時に点灯したときの光度が尾灯のみを点灯したときの光度の 3 倍以上となる構造であること。
- 三 制動灯の灯光の色は、赤色であること。
- 四 制動灯の照明部は、制動灯の中心を通り原動機付自転車の進行方向に直行する水平線を含む、水平面より上方 15° の平面及び下方 15° の平面並びに制動灯の中心を含む、原動機付自転車の進行方向に平行な鉛直面より制動灯の内側方向 45° の平面及び制動灯の外側方向 45° の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるものであること。

五 制動灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。

2 制動灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第 62 条の 4 第 3 項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係）」に定める基準を準用するものとする。

- 一 制動灯は、主制動装置（原動機付自転車と付随車とを連結した場合には、当該原動機付自転車又は付随車の主制動装置をいう。）又は補助制動装置（リターダ、排気ブレーキその他主制動装置を補助し、走行中の原動機付自転車又は付随車を減速するための装置をいう。）操作している場合のみ点灯する構造であること。ただし、空車状態の原動機付自転車について乾燥した平坦な舗装路面において、80km/h（最高速度が 80km/h 未満の原動機付自転車にあつては、その最高速度）から減速した場合の減速能力が 2.2m/s² 以下である補助制動装置にあつては、操作中に制動灯が点灯しない構造とすることができる。
- 二 制動灯は、その照明部の中心が地上 2 m 以下となるように取り付けられていること。
- 三 後面の両側に備える制動灯にあつては、最外側にあるものの照明部の最外縁は、原動機付自転車の最外側から 400mm 以内となるように取り付けられていること。
- 四 後面の両側に備える制動灯は、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたものであること（後面が左右対称でない原動機付自転車を除く。）。
- 五 制動灯は、第 1 項に掲げた性能（制動灯の照明部の上縁の高さが地上 0.75m 未満となるように取り付けられている場合にあつては、同項に掲げた性能のうち同項第 4 号の基準中「下方 15° 」とあるのは「下方 5° 」とする。）を損なわないように取り付けられなければならない。この場合において、制動灯の灯器の取付部及びレンズ取付

部に緩み、がた等があるものは、この基準に適合しないものとする。ただし、原動機付自転車の構造上、同項第 4 号に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあつては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

- 3 施行規則第 62 条の 3 第 1 項の規定により型式の認定を受けた原動機付自転車に備えられている制動灯と同一構造を有し、かつ、同一位置に備えられた制動灯であつて、その機能を損なう損傷のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。